（介護保険法施行令の一部改正）

第一条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第十項中「十分の〇・五」を「十分の一・二五」に改め、同条に次の二項を加える。

11　第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の一・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

12　第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の〇・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

第三十九条第五項中「十分の〇・五」を「十分の一・二五」に改め、同条に次の二項を加える。

6　第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

7　第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の〇・二五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第三十八条第十項」の下に「から第十二項まで」を、「第三十九条第五項」の下に「から第七項まで」を加える。

第十条中「第百二十二条の二」の下に「、第百二十二条の三第一項」を加える。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十九号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に、「四万千三百二十円」を「四万千七百二十円」に、「五万千六百五十円」を「五万二千百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項並びに附則第十一条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十八年三月」を「平成二十九年三月」に、「平成三十年四月」を「平成三十一年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十一年度	〇・〇四二
平成二十二年度	〇・〇二九
平成二十三年度	〇・〇二〇
平成二十四年度	〇・〇一三
平成二十五年度	〇・〇〇七